

大阪市告示第1111号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成26年大阪市規則第142号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年8月16日

大阪市長 横山英幸

1 事案その1

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年3月9日付けで、条例第11条第6項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月27日午後6時45分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	梅森 伸之介 奈良県奈良市大宮町

2 事案その2

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年5月11日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月28日午後8時11分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	--

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	坂本 新 大阪府東大阪市宝持
--	-------------------

3 事案その3

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年5月22日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年6月7日午後5時45分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目8番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	村上 時直 大阪市浪速区幸町

4 事案その4

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年5月17日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年6月14日午後8時38分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	--

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	石川 幹大 奈良県奈良市菅原町
--	--------------------

5 事案その5

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年6月26日付けで、条例第11条第6項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同日午後7時37分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	安田 陸人 京都府城陽市寺田宮ノ平

6 事案その6

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年7月6日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月9日午後8時8分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	---

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	安田 陸人 京都府城陽市寺田宮ノ平
--	----------------------

7 事案その7

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年7月6日付けで、条例第11条第6項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月10日午後6時23分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	佐々木 康耀 大阪市住之江区新北島

8 事案その8

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年6月14日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年7月10日午後5時42分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目8番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	--

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	須田 圭 大阪市西区南堀江
--	------------------

9 事案その9

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和6年7月12日付けで、条例第11条第6項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月17日午後8時40分頃、同禁止区域である大阪市中央区道頓堀1丁目8番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	本田 琉斗 堺市美原区多治井

（市民局区政支援室地域安全担当）